

製薬会社各位

平成 28 年 8 月 1 日

## 医局 MR 活動規定

平素は、当院の薬剤情報提供活動につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、当院における情報提供活動に際し、以下の通りに規定しておりますので、ご確認の上遵守して頂きますようお願い申し上げます。

### 【訪問にあたっての注意事項】

#### 1. 訪問方法

- ① アポイントがあることを原則とします。アポイントがない場合は、面会できません。
- ② アポイントは、メール若しくは電話にて、医師に直接連絡を行ってください。  
(ただし、電話でアポイントをとる際は、外来診療に支障がないようご配慮ください。)
- ③ 緊急の連絡事項、重大な連絡事項がある場合は、17 時 00 分までに医局秘書へご連絡ください。

#### 2. 訪問時間

- ① アポイントをとる際は、医師と時間調整を行ってください。
- ② 17 時 30 分以降に訪問する際は、救急玄関横の守衛室において、所定の用紙に名前を記載し、「入館証」を受け取った後、入館くださいますようお願い致します。

#### 3. 面会場所

- ① 医師が指定する場所で行ってください。
- ② アポイントがない場合は、医局および図書室への入室を原則禁止とします。

#### 4. その他

- ① 患者さまや職員に支障がないよう充分ご配慮ください。
- ② 医師あての資料などは、直接医師へ手渡してください。1 階受付に置いていくことは原則禁止とします。

社会医療法人鳩仁会 札幌中央病院長